



目次

招集ご通知	2
(ご参考)議決権の行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 剰余金の処分について	5
第2号議案 取締役13名選任について	6
第3号議案 監査役4名選任について	14
第4号議案 補欠監査役1名選任について	17
第5号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の 額及び内容の決定について	18
事業報告	26
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告書	51

第4回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2017年6月28日(水曜日)
 | 午前10時(受付開始午前9時予定)

開催場所 | セルリアンタワー東急ホテル
 | 地下2階 ボールルーム
 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号

※ご来場の際は、末尾の会場のご案内図をご参照いただき、
お間違えないようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

変わりゆく時代への挑戦

変化を先取りし、果敢に挑む。
グループ共創で、
価値を創造し続ける企業グループへ

代表取締役社長
大隈 郁仁

本年5月に、当社グループは、中長期経営計画「Value Frontier 2020」の後半期となる“STAGE2「中期経営計画2017-2020」”を策定・公表いたしました。

本計画では、2つの基本方針である「関与アセット拡大」及び「新たな需要創出」を継続しながら、事業環境の変化に対応した3つの成長戦略「ライフスタイル提案型の街づくり」、「循環型再投資事業の領域拡大」、「ストックの活用強化」を推進してまいります。計画の内容につきましては、本招集通知の「事業報告」でも詳しくご説明申し上げておりますので、あわせてご覧ください。(⇒P35)

当社グループは、本計画への取り組みを通じて、「価値を創造し続ける企業グループ」の実現に向け邁進してまいります。

なお、今回の招集ご通知では、当社グループの事業や上程議案などについて、株主さまにより一層ご理解いただけるご報告・ご説明を目指し、掲載内容の充実を図りました。議決権行使のご参考として、また当社グループの現状についてお伝えする資料として、お目通しいただきましたら幸甚に存じます。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2017年6月8日

本店所在地／東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
 本社事務所／東京都港区南青山二丁目6番21号

東急不動産ホールディングス株式会社

代表取締役社長 大隈 郁仁

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁記載の書面の郵送又はインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2017年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時	2017年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）
2. 場所	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル地下2階 ボールルーム ※末尾の会場のご案内図をご参照いただき、お間違えないようにご来場ください。
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第4期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告について</p> <p>2. 第4期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類の報告について</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分について</p> <p>第2号議案 取締役13名選任について</p> <p>第3号議案 監査役4名選任について</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任について</p> <p>第5号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容の決定について</p>

以上

- 本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.tokiyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/>）に掲載しております。
- 当日ご出席の際は、本書をご持参いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容を当社ウェブサイト（<http://www.tokiyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/>）に掲載させていただきます。

(ご参考) 議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
後記の株主総会参考書類（5ページ～25ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
また、資源保護のため本書をご持参ください。

株主総会開催日時 2017年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時予定)

場所 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

(末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

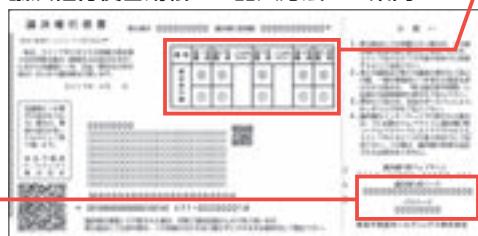
郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

行使期限 2017年6月27日(火曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号、第4号、第5号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号、第3号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

議決権の行使のお取り扱いについて 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使



議決権行使ウェブサイト<http://www.web54.net>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

(インターネット等による議決権行使方法のご案内については次ページをご参照ください。)

行使期限 2017年6月27日(火曜日) 午後6時まで

詳しくは
次ページへ



インターネット等による議決権行使について

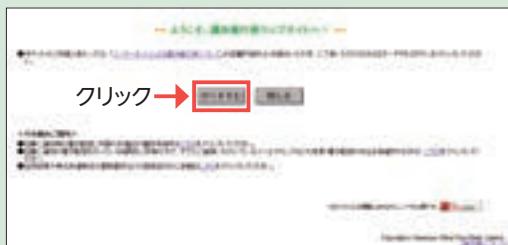
行使期限

2017年6月27日（火曜日）午後6時まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします

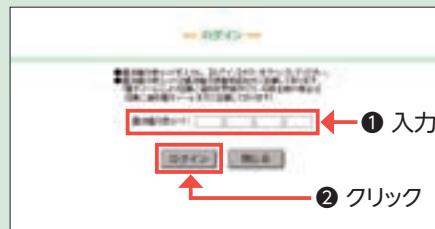
議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

議決権行使ウェブサイト
<http://www.web54.net>



2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



これでログインが完了です。
以降、画面のガイダンスに沿って
お進みください。

- ※ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。
- ※ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。次回株主総会の際には、新たな議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- ※ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031**

(通話料無料)

受付時間 9:00～21:00

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以上



「ネットで招集」サービスのご案内
<http://srdb.jp/3289/>



「ネットで招集」では、スマートフォン・タブレット端末から見やすく読みやすくご覧いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分について

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策のひとつとして考えており、業績並びに今後の経営環境、また中長期開発をはじめとする資金需要等を総合的に勘案し、安定的な配当政策を継続維持しつつ、25%以上の配当性向を目標として利益配分を決定する方針としております。

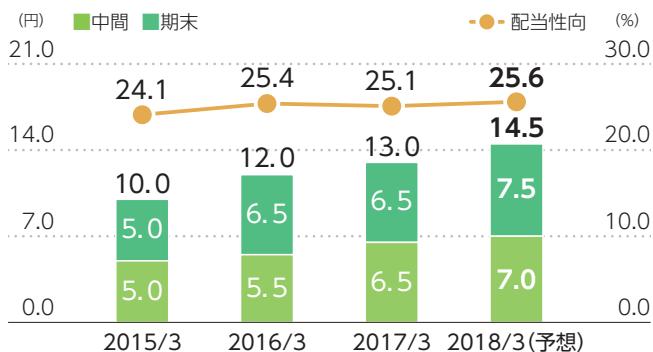
この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類 金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき6円50銭 総額 3,956,971,298円

3 剰余金の配当が効力を生ずる日 2017年6月29日

1株当たり配当の推移



第2号議案

取締役13名選任について

現任取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	かなざし 金指 潔	満71歳 代表取締役会長	12回／12回(100%)
2	再任	おおくま 大隈 郁仁	満58歳 代表取締役社長 社長執行役員	12回／12回(100%)
3	再任	さかき 榊 真二	満60歳 取締役 執行役員	12回／12回(100%)
4	再任	うえむら 植村 仁	満57歳 取締役 執行役員	12回／12回(100%)
5	再任	さいが 雑賀 克英	満59歳 取締役 執行役員	10回／10回(100%)
6	再任	きたがわ 北川 登士彦	満60歳 取締役 執行役員	12回／12回(100%)
7	再任	にしがわ 西川 弘典	満58歳 取締役 執行役員	10回／10回(100%)
8	再任	うえき 植木 正威	満75歳 取締役相談役	12回／12回(100%)
9	再任	ののもと 野本 弘文	満69歳 取締役	12回／12回(100%)
10	再任	なかじま 中島 美博	満68歳 取締役	12回／12回(100%)
11	再任 社外 独立役員	いき 壺岐 浩一	満69歳 取締役	12回／12回(100%)
12	再任 社外 独立役員	つだ 津田 登	満67歳 取締役	10回／10回(100%)
13	再任 社外 独立役員	えのもと 榎本 隆	満64歳 取締役	10回／10回(100%)

株主総会参考書類

候補者番号

1

再任



かなざし きよし
金指 潔

(1945年8月2日生、満71歳)

所有する当社の株式数

64,021株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年9ヶ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月	東急不動産(株)入社	2013年10月	当社代表取締役社長
1998年 6月	同社取締役	2014年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2000年 6月	同社常務取締役	2014年 4月	東急不動産(株)代表取締役会長
2002年 4月	同社専務取締役 執行役員	2015年 4月	当社代表取締役会長 (現)
2004年 4月	同社取締役 専務執行役員	2015年 4月	(株)東急ハンズ取締役会長 (現)
2006年 4月	同社取締役 副社長執行役員	2015年 6月	東急不動産(株)取締役会長 (現)
2008年 4月	同社代表取締役社長 社長執行役員		

重要な兼職の状況

東急不動産(株)取締役会長
東京急行電鉄(株)社外取締役
(株)東急ハンズ取締役会長
(株)東急レクリエーション取締役

選任の理由

1968年の東急不動産(株)入社以来、住宅開発業務などに従事。1998年より同社取締役、2013年より当社代表取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

2

再任



おおくま ゆうじ
大隈 郁仁

(1958年8月3日生、満58歳)

所有する当社の株式数

19,400株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年9ヶ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	東急不動産(株)入社		
2008年 4月	同社執行役員		
2011年 6月	同社取締役 執行役員		
2013年10月	当社取締役		
2014年 4月	当社取締役 専務執行役員		
2015年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員 (現)		
2017年 4月	東急不動産(株)代表取締役社長 社長執行役員 (現)		

重要な兼職の状況

東急不動産(株)代表取締役社長

選任の理由

1982年の東急不動産(株)入社以来、ビル開発業務などに従事。2011年より同社取締役、2013年より当社取締役、2015年より当社代表取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

3

再任



さかき しんじ

榎 真二

(1957年1月23日生、満60歳)

所有する当社の株式数

10,000株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	東急不動産(株)入社	2014年 4月	当社専務執行役員
2006年 4月	同社執行役員	2014年 6月	当社取締役 専務執行役員
2007年 2月	(株)東急ハンズ 常務執行役員	2015年 4月	当社取締役 副社長執行役員
2007年 6月	同社取締役 常務執行役員	2015年 4月	東急リバブル(株)代表取締役社長 社長執行役員 (現)
2008年 7月	同社取締役 専務執行役員	2017年 4月	当社取締役 執行役員 (現)
2010年 6月	同社代表取締役 専務執行役員		
2011年 4月	同社代表取締役社長 社長執行役員		

重要な兼職の状況

東急リバブル(株)代表取締役社長

選任の理由

1980年の東急不動産(株)入社以来、住宅開発業務などに従事。2014年より当社取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

4

再任



うえむら ひとし

植村 仁

(1959年11月10日生、満57歳)

所有する当社の株式数

11,500株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

2年 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	東急不動産(株)入社	2015年 4月	東急不動産(株)代表取締役社長 社長執行役員
2008年 4月	同社執行役員	2015年 5月	当社副社長執行役員
2011年 4月	同社常務執行役員	2015年 6月	当社取締役 副社長執行役員
2011年 6月	同社取締役 常務執行役員	2017年 4月	当社取締役 執行役員 (現)
2013年 10月	当社取締役	2017年 4月	東急不動産(株)代表取締役副会長 副会長執行役員 (現)
2014年 4月	東急不動産(株)代表取締役 副社長執行役員		
2015年 4月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

東急不動産(株)代表取締役副会長

選任の理由

1982年の東急不動産(株)入社以来、不動産証券化業務などに従事。2011年より同社取締役、2013年より当社取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

株主総会参考書類

候補者番号

5

再任



さいが かつひで
雑賀 克英

(1957年10月14日生、満59歳)

所有する当社の株式数

11,177株

取締役会への出席状況

10回／10回 (100%)

取締役在任期間

1年 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	東急不動産(株)入社	2014年 4月	(株)東急コミュニティー取締役 専務執行役員
2006年 4月	同社執行役員	2016年 4月	同社代表取締役社長 社長執行役員 (現)
2011年 4月	(株)東急コミュニティー 執行役員	2016年 4月	当社副社長執行役員
2012年 4月	同社常務執行役員	2016年 6月	当社取締役 副社長執行役員
2013年 6月	同社取締役 常務執行役員	2017年 4月	当社取締役 執行役員 (現)
2013年10月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

(株)東急コミュニティー代表取締役社長

選任の理由

1980年の東急不動産(株)入社以来シニア関連業務などに従事。2013年より(株)東急コミュニティー取締役、2016年より当社取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

6

再任



きたがわ としひこ
北川 登士彦

(1957年5月21日生、満60歳)

所有する当社の株式数

57,724株

取締役会への出席状況

12回／12回 (100%)

取締役在任期間

2年 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

1982年12月	東急リパブル(株)入社	2014年10月	東急住宅リース(株) 代表取締役社長
2003年 6月	同社取締役	2015年 4月	同社代表取締役社長 社長執行役員 (現)
2005年 6月	同社取締役 執行役員	2015年 6月	当社取締役 専務執行役員
2007年 6月	同社取締役 常務執行役員	2016年11月	(株)学生情報センター 代表取締役社長 社長執行役員
2011年 4月	同社取締役 専務執行役員	2017年 4月	当社取締役 執行役員 (現)
2013年10月	当社取締役	2017年 4月	(株)学生情報センター 代表取締役会長 (現)
2014年 4月	東急リパブル(株)取締役 副社長執行役員		
2014年10月	同社取締役		
2014年10月	当社専務執行役員		

重要な兼職の状況

東急住宅リース(株)代表取締役社長
(株)学生情報センター代表取締役会長

選任の理由

1982年の東急リパブル(株)入社以来、不動産仲介業務などに従事。2003年より同社取締役、2013年より当社取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

7

再任



にしかわ ひろのり

西川 弘典

(1958年11月12日生、満58歳)

所有する当社の株式数

4,900株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

取締役在任期間

1年 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	東急不動産(株)入社	2016年 4月	当社専務執行役員
2010年 4月	同社執行役員	2016年 6月	当社取締役 専務執行役員
2013年10月	当社執行役員	2017年 4月	当社取締役 執行役員 (現)
2014年 4月	東急不動産(株)取締役 専務執行役員	2017年 4月	東急不動産(株)代表取締役 副社長執行役員 (現)
2015年 4月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

東急不動産(株)代表取締役

選任の理由

1982年の東急不動産(株)入社以来リゾート関連業務などに従事。2014年より同社取締役、2016年より当社取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

8

再任



うえき まさたけ

植木 正威

(1942年2月17日生、満75歳)

所有する当社の株式数

135,601株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年9ヶ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1965年 4月	東急不動産(株)入社	2004年 4月	同社代表取締役社長 社長執行役員
1992年 6月	同社取締役	2008年 4月	同社代表取締役会長
1996年 6月	同社常務取締役	2013年 10月	当社代表取締役会長
1999年 6月	同社専務取締役	2014年 4月	東急不動産(株)取締役相談役 (現)
2000年 6月	同社代表取締役社長	2015年 4月	当社取締役相談役 (現)
2002年 4月	同社代表取締役社長 執行役員		

重要な兼職の状況

東急不動産(株)取締役相談役

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会名誉会長

選任の理由

1965年の東急不動産(株)入社以来、住宅開発業務などに従事。1992年より同社取締役、2013年より2015年3月まで当社代表取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

株主総会参考書類

候補者番号

9

再任



の も と ひろふみ
野本 弘文

(1947年9月27日生、満69歳)

所有する当社の株式数

32,524株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年9ヶ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1971年 4月	東京急行電鉄(株)入社	2010年 6月	同社代表取締役 専務取締役
2007年 6月	同社取締役	2011年 4月	同社代表取締役社長 (現)
2008年 1月	同社常務取締役	2011年 6月	東急不動産(株)取締役
2008年 6月	同社専務取締役	2013年10月	当社取締役 (現)

重要な兼職の状況

東京急行電鉄(株)代表取締役社長
(株)東急レクリエーション取締役
東映(株)社外取締役
東武鉄道(株)社外取締役
(株)ゆうちょ銀行社外取締役 (2017年6月20日就任予定)

選任の理由

当社の主要株主である東京急行電鉄(株)の代表取締役社長であり、会社経営全般に豊富な経験と幅広い見識を有しています。

責任限定契約

当社は野本弘文氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

10

再任



な か じ ま よ し ひ ろ
中島 美博

(1948年7月3日生、満68歳)

所有する当社の株式数

67,954株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年9ヶ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1971年 4月	東急不動産(株)入社	2013年10月	当社取締役
1998年 6月	同社取締役	2014年 4月	当社取締役 副社長執行役員
2002年 4月	同社常務取締役 執行役員	2014年 4月	東急住宅リース(株) 代表取締役社長
2004年 4月	同社取締役 常務執行役員	2014年10月	同社代表取締役会長 (現)
2006年 4月	同社取締役 専務執行役員	2015年 4月	当社取締役 (現)
2008年 4月	同社取締役 副社長執行役員	2015年 4月	東急リバブル(株) 代表取締役会長 (現)
2011年 6月	東急リバブル(株)代表取締役社長 社長執行役員		

重要な兼職の状況

東急リバブル(株)代表取締役会長
東急住宅リース(株)代表取締役会長

選任の理由

1971年の東急不動産(株)入社以来、住宅開発業務などに従事。1998年より同社取締役、2013年より当社取締役として会社経営に携わり、当社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する知見を有しています。

候補者番号

11

再任
社外
独立役員



い き こういち
志岐 浩一

(1947年9月6日生、満69歳)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

取締役在任期間

3年 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

1970年 4月 第一生命保険 (相) 入社	2007年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員 (2008年3月退任)
1996年 7月 同社取締役	2008年 6月 (株)第一ビルディング 代表取締役社長
1999年 4月 同社常務取締役	2009年 6月 DIAMアセットマネジメント(株) 代表取締役会長
2001年 6月 東急不動産(株)監査役	2014年 6月 同社取締役 (現)
2004年 4月 第一生命保険 (相) 専務取締役	2014年 7月 東邦金属(株)代表取締役
2004年 7月 同社取締役 専務執行役員	
2006年 4月 同社代表取締役 専務執行役員	

選任の理由

過去において業務執行者であった第一生命グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般の幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

責任限定契約

当社は、志岐浩一氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

12

再任
社外
独立役員



つ だ のぼる
津田 登

(1949年11月25日生、満67歳)

所有する当社の株式数

1,000株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

取締役在任期間

1年 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

1973年 4月 三菱化成工業(株) (現三菱化学(株)) 入社	2013年 4月 同社専務執行役員
2005年 6月 同社執行役員	2013年 6月 同社取締役 専務執行役員
2005年 10月 (株)三菱ケミカルホールディングス 執行役員	2014年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員
2009年 4月 同社常務執行役員	2015年 4月 同社取締役
	2015年 6月 同社顧問
	2016年 6月 同社取締役 (現)

重要な兼職の状況

NTN(株)社外取締役

選任の理由

過去において業務執行者であった(株)三菱ケミカルホールディングスにおける豊富な業務経験と持株会社の経営に関する幅広い知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

責任限定契約

当社は、津田登氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

株主総会参考書類

候補者番号

13

再任
社外
独立役員



え の も と たかし

榎本 隆

(1953年1月18日生、満64歳)

所有する当社の株式数

300株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

取締役在任期間

1年 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月	日本電信電話公社 (現日本電信電話(株)) 入社	2007年 6月	同社代表取締役 常務執行役員
2003年 6月	(株)エヌ・ティ・ティ・データ取締役	2008年 6月	同社代表取締役 副社長執行役員
2005年 6月	同社取締役 執行役員	2012年 6月	同社顧問
		2016年 6月	当社取締役 (現)

重要な兼職の状況

コニカミノルタ(株)社外取締役

選任の理由

過去において業務執行者であった(株)エヌ・ティ・ティ・データにおける豊富な業務経験と海外事業並びにITの活用に関する幅広い知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

責任限定契約

当社は、榎本隆氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、現に取締役である候補者の当社における地位及び担当については、43ページに記載のとおりであります。
2. 当社と各取締役候補者との間に特別な利害関係はありません。

(ご参考) 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針

当社は、取締役候補者の指名にあたり、取締役としてふさわしい人格、識見を有することや、職務遂行にあたり健康上の支障がないことのほか、中長期経営計画における経営指標達成等を見据え、知見や判断力のある人材を候補者として取締役会において選定しております。なお、2016年度より指名・報酬委員会を設置しており、経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名については同委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。

(ご参考) 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に加え、過去3事業年度のいずれかにおいて、以下の基準のいずれにも該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- (1) 当社の連結売上上の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (2) 当社が売上上の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (3) 当社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- (4) 出資比率10%以上の当社の主要株主及び出資先の業務執行者
- (5) 当社から役員報酬以外に年間100万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (6) 当社および連結子会社の取締役等の配偶者または2親等以内の親族

第3号議案

監査役4名選任について

現任監査役全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。
つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任



すみだ けん
住田 謙

(1950年12月28日生、満66歳)

所有する当社の株式数
8,300株

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

監査役会への出席状況
12回/12回 (100%)

監査役在任期間
2年 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位

1973年 4月	三井信託銀行(株)入社	2013年 6月	三井ダイレクト損害保険(株) 監査役
1999年 6月	同社取締役	2014年 7月	三井トラスト保険サービス(株)顧問
2006年 6月	三井トラスト・ ホールディングス(株)専務取締役	2015年 6月	東急不動産(株)常勤監査役 (現)
2007年10月	中央三井トラスト・ ホールディングス(株)専務取締役	2015年 6月	当社常勤監査役 (現)
2010年 6月	中央三井アセット信託銀行(株) 取締役社長		

選任の理由

過去において業務執行者であった中央三井信託銀行(株)をはじめとする金融機関における長年の業務経験と会社経営全般の幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は金融機関で融資を担当した経験があり、財務等に関する適切な知見を有しております。

株主総会参考書類

候補者番号

2

新任



はしづめ まさひこ
橋詰 雅彦

(1960年3月15日生、満57歳)

所有する当社の株式数
7,000株

略歴、当社における地位

1983年 4月	東急不動産(株)入社	2017年 4月	(株)東急コミュニティー監査役 (現)
2010年 4月	同社統括部長	2017年 4月	東急リバブル(株)監査役 (現)
2014年 4月	同社執行役員	2017年 4月	(株)東急ハンズ監査役 (現)
2017年 4月	同社常勤監査役 (現)	2017年 4月	東急住宅リース(株)監査役 (現)

選任の理由

1983年の東急不動産(株)入社以来、リゾート関連業務等に従事。当社グループにおける長年の業務経験と会社経営全般の幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任
社外
独立役員



あさの ともやす
浅野 友靖

(1953年4月27日生、満64歳)

所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

監査役会への出席状況
12回/12回 (100%)

監査役在任期間
3年9ヶ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位

1978年 4月	第一生命保険 (相) 入社	2016年 10月	第一生命ホールディングス(株) 取締役専務執行役員 (2017年3月退任)
2009年 6月	同社取締役常務執行役員	2017年 4月	公益財団法人 心臓血管研究所顧問 (現)
2010年 4月	第一生命保険(株)取締役 常務執行役員		
2011年 6月	東急不動産(株)監査役		
2013年 10月	当社監査役 (現)		
2014年 4月	第一生命保険(株) 取締役専務執行役員		

重要な兼職の状況

セイコーホールディングス(株)社外監査役

選任の理由

過去において業務執行者であった第一生命グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般の幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

責任限定契約

当社は、浅野友靖氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

4

新任
社外
独立役員

たけち かつのり

武智 克典

(1971年1月11日生、満46歳)

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位

2000年 4月	法務省民事局付検事	2006年 1月	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所パートナー
2003年 8月	東京地方裁判所判事補	2006年 11月	片岡総合法律事務所パートナー
2003年 10月	弁護士登録	2011年 7月	武智総合法律事務所開設（現） 法律事務所入所
2003年 10月	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所入所		

重要な兼職の状況

DIC(株)監査役

選任の理由

弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社との間に顧問契約はございません。同氏は、上記弁護士としての専門的知見と経験に加え、税理士法第51条に基づく通知税理士として税理士業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

責任限定契約

当社は、武智克典氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 当社と各監査役候補者との間に特別な利害関係はありません。
2. 浅野友靖氏は、当社社外監査役在任中に生じた、当社元取締役が個人として行ったコンプライアンス規程等に抵触する行為に関し、再発防止に向けた役職員のコンプライアンス意識徹底や、ガバナンス体制の再構築について意見表明を行いました。
3. 当社は、武智克典氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考) 監査役候補者の指名を行うにあたっての方針

当社は、監査役候補者の指名にあたり、監査役としてふさわしい人格を有することや、健康上の支障がないことに加え、監査業務に必要な知見を有する人材を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において候補者として選定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任について

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外
独立役員



かい あ み まこと
貝阿彌 誠

(1951年10月5日生、満65歳)

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位

1978年 4月 裁判官任官
2000年 4月 東京地方裁判所部総括判事
2007年 7月 法務省大臣官房訟務総括審議官
2012年11月 東京高等裁判所部総括判事
2014年 7月 東京家庭裁判所所長
2015年 6月 東京地方裁判所所長
2017年 2月 弁護士登録
2017年 2月 ソフィアシティ法律事務所特別顧問（現）

選任の理由

裁判官及び弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社との間に顧問契約はございません。

同氏は、上記のとおり法律家としての専門的知見と長年にわたる経験を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

責任限定契約

当社は、貝阿彌誠氏が就任された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

(注) 1. 当社と候補者との間に特別な利害関係はありません。

2. 当社は、貝阿彌誠氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

取締役及び執行役員に対する 株式報酬等の額及び内容の決定について

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、新たに当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第1回定時株主総会にてご承認いただいた取締役の報酬限度額（年額600百万円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。本制度の当初の対象者は、2018年6月開催予定の当社定時株主総会で終了する任期から2022年6月開催予定の当社定時株主総会で終了する任期までの4年間に在任する取締役、及び、2018年3月に終了する事業年度から2022年3月に終了する事業年度までの4事業年度に在任する執行役員とします（上記の各期間を以下「当初対象期間」といいます。）。

なお、第2号議案「取締役13名選任について」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役の員数は社外取締役を除く10名のうち7名であり、また、本制度の対象となる当社の取締役を兼任していない執行役員の員数は2名です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、対象期間中に在任する取締役等に対して、その役位等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて取締役等に対して毎年交付される株式報酬制度です（詳細は以下のとおり）。

① 本議案の対象となる 当社株式の交付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 取締役等（当社取締役（社外取締役を除く）及び委任契約を締結している執行役員）
② 当社が取締役等の 報酬として本信託に 拠出する金額の上限	<ul style="list-style-type: none"> 当初対象期間4年間に対しては金480百万円・本信託の延長時には、金190百万円にその時点で当社が掲げる中期経営計画に対応する延長年数を乗じた金額
③ 本信託から取締役等に 交付が行われる 当社株式の総数の上限及び 本信託による 当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 1年当たり17万株（当初対象期間4年当たり49万株） 当該1年当たり上限株数の、当社の発行済株式の総数（2017年3月31日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.03% 本信託は、当社株式を取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
④ 取締役等に対する 当社株式の交付の時期	<ul style="list-style-type: none"> 当社株式の交付は毎年行われ、当社株式について交付時から3年間の譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）を設ける

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画に対応する期間（以下「対象期間」といいます。）とします。本制度の当初の対象期間は4年間とし、当社は、本制度により取締役等に対する報酬の原資となる金銭（取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金並びに信託報酬及び信託費用をいいます。以下同じ。）として、金480百万円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間4年間の本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、今後取締役等に対して交付が見込まれる数の当社株式を取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定を経て、信託契約の変更及び追加信託を行い、または本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより本制度を3年間延長し継続することがあ

ります（但し、その時点で当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間が3年でない場合は、当該中期経営計画の対象期間に対応する年数で本制度を延長します。）。この場合、当社は、延長された信託期間ごとに、金190百万円に延長年数を乗じた金額の範囲内で、取締役等に対する報酬の原資となる金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与及び下記(4)の当社株式の交付を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、190百万円に延長年数を乗じた金額の範囲内とします。

(3) 取締役等に交付が行われる当社株式の数の算定方法と上限

①取締役等に付与されるポイントの算定方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中に、株式交付規程に定めるポイント付与日に役員別基準ポイントに応じたポイントを付与します。

当社が取締役等に付与するポイントの総数は、1年当たり17万ポイントを上限とします。

②取締役等に対する当社株式の交付及び交付する当社株式数の上限

取締役等は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役等に交付を行うべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に1.0を乗じた数とします（当社株式について、株式分割・株式併合等、交付を行うべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）。各取締役等に交付が行われる当社株式の数の総数は、1年当たり17万株を上限とします。

(4) 取締役等に対する当社株式の交付の時期及び方法

各取締役等に対する上記(3)の当社株式の交付は、信託期間中の毎年一定の時期に、各取締役等が所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、取締役等が海外赴任により国内非居住者となる場合等の一定の場合には、上記(3)に基づき算出される数の当社株式の全てを本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。

(5) 譲渡制限期間

取締役等は、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と中長期的に共有する観点から、本制度に基づいて交付を受けた株式について、当社取締役会が定める株式保有ガイドラインに従って、交付時から3年間の譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）に服するものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式に係る議決権は、当社及び取締役等から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内にある当社株式について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の受託者の信託報酬・信託費用に充てられます。

(8) 信託終了時の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じることが見込まれる場合において、対象期間の延長が決定された場合には、信託契約の変更および追加信託を行い、または本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより、本制度を継続することがあります。

本制度を継続しない場合において、信託期間満了により本信託を終了させるときは、残余株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、当該金額を超過する部分については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社と同様の株式報酬制度を導入する当社の子会社の取締役及び執行役員と利害関係のない特定公益増進法人等に寄付することを予定しております。

(9) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考) 2017年5月11日付「当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)

1. 本制度導入の目的

本制度は、株式価値と対象取締役等の報酬との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入は、当社及び各事業会社の本株主総会において承認決議を得ることを条件とします。なお、本制度が適用される会社は、当社グループに占める戦略的重要性及び取締役等へのインセンティブ付与の必要性等を勘案のうえ、当社取締役会で追加または変更されることがあります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

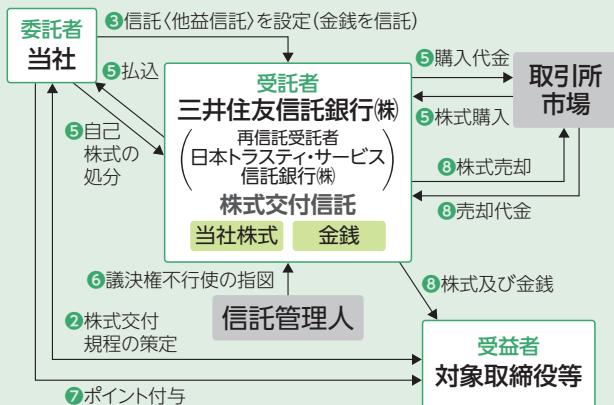
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、新中期経営計画の期間に対応し、2018年6月の定時株主総会で終了する任期から2022年6月の定時株主総会で終了する任期までの4年間に在任する当社及び各事業会社（以下「対象会社」といいます。）の取締役並びに2018年3月に終了する事業年度から2022年3月に終了する事業年度までの4事業年度に在任する対象会社と委任契約を締結している執行役員（上記の各期間を以下「対象期間」といいます。）に対して、その役員等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて対象取締役等に対して毎年交付される株式報酬制度です。

(注1) 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（6）に定めます。）には、以降の各3年間（ただし、その時点で当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間が3年でない場合は、当該中期経営計画の対象となる期間に対応する年数）をそれぞれ対象期間とします。

(注2) 対象会社と雇用契約関係にある執行役員は、本制度の対象外としております。

株主総会参考書類

(本制度の仕組みの概要)



- 各対象会社は、本制度の導入に関して、それぞれの本株主総会において承認決議を得ます。
- 対象会社は、それぞれの対象取締役等を対象とする株式交付規程を策定します。
- 当社は、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とした株式交付信託(他益信託)(以下「本信託」といいます。)を設定します。その際、当社は、対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭(対象取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金並びに信託報酬及び信託費用をいいます。以下同じ。)を受託者に信託します。なお、各事業会社の対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭については、当社との間で必要な精算処理を行います(ただし、各対象会社が負担する金銭の額は、各対象会社において①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします)。

- 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(各対象会社及び各対象取締役等から独立している者として。)を定めます。
- 本信託は、③で信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を取得します(取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。取引所市場を通じて取得する場合は、信託管理人の指図に従います。)
- 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- 株式交付規程に基づき、各対象会社はそれぞれの対象取締役等に対しポイントを付与します。
- 一定の受益者要件を満たした対象取締役等は、本信託の受益者として、信託期間中の毎年一定時期に、当該対象取締役等に付与されたポイントの数に応じた数の当社株式の交付を本信託から受けます。対象取締役等に交付する株式数は、各対象会社において①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。なお、対象取締役等が海外赴任により国内非居住者となる場合等、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の全てを本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。
- 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行い、若しくは本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより、本制度を継続するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- 本制度を継続しない場合、本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、当該金額を超過する部分については、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない特定公益増進法人等への寄附を行う予定です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

(2) 本制度の導入手続

各対象会社は、それぞれの本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および交付株式数の上限その他必要な事項を決議し、それぞれの本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記（6）に定める。）は、各対象会社は、それぞれの本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 信託の設定

当社は、下記（9）に従って対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（7）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。なお、各事業会社の対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭については、当社との間で必要な精算処理を行います（ただし、各対象会社が負担する金銭の額は、各対象会社において上記（2）の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。）。

(4) 信託期間

信託期間は、2017年8月（予定）から2021年8月（予定）までの約4年間とします。但し、下記（6）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(5) 本制度の対象者

対象取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、ポイント（下記（8）に定める。）に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けるものとします。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること（対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。）
- ② ポイントが決定されていること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額

当社が、本制度により対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭として本信託に拠出する金銭の総額は金1,260百万円（うち当社の取締役等分は金480百万円）を上限とします。なお、信託期間の満了時において、各対象会社の取締役会の決定を経て、信託契約の変更および追加信託を行い、又は本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより本制度を3年間延長し継続することがあります（但し、その時点で当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間が3年間でない場合は、当該中期経営計画の対象期間に対応する年数で本制度を延長します。）。この場合、対象会社は、延長された信託期間ごとに、総額は金540百万円（うち当社の取締役等分は金190百万円）に延長年数を乗じた金額の範囲内で、対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（8）のポイント付与及び下記（9）の当社株式の交付を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社ごとに、それぞれの本株主総会で承認を得た金額の範囲内とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限及び下記（9）の交付株式数の上限の範囲内で、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。なお、信託期間中、対象取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に対象取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限及び下記（9）の交付株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 各対象取締役等に付与されるポイントの算定方法

対象会社は、各対象会社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役等に対し、信託期間中に、株式交付規程に定めるポイント付与

日に役員別基準ポイントに応じたポイントを付与します。また、対象取締役等が、当社と各事業会社（事業会社間を含む）において取締役等の地位を兼務している場合は、その内容に応じて必要な供給調整を行う予定です。なお、対象会社が対象取締役等に付与するポイントの総数は、1年当たり49万ポイント（うち当社の取締役等に付与するポイントの総数は、1年当たり17万ポイント）を上限とします。

(9) 各対象取締役等に対する当社株式の交付及び交付する当社株式数の上限

- ① 対象取締役等は、上記(8)で付与を受けたポイントの数に応じて、下記②の手續に従い、当社株式の交付を受けます。
各対象取締役等に交付を行うべき当社株式の数は、当該対象取締役等に付与されたポイント数に1.0を乗じた数とします。
(注3) 当社株式について、株式分割・株式併合等、交付を行うべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。
- ② 対象取締役等に交付が行われる当社株式の数の総数は、1年当たり49万株（うち、当社の取締役等に交付が行われる当社株式の数の総数は、1年当たり17万株）を上限とします。
- ③ 対象取締役等に対する上記①の当社株式の交付は、信託期間中の毎年一定の時期に、対象取締役等が所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、対象取締役等が海外赴任により国内非居住者となる場合等の一定の場合には、上記①に基づき算出される数の当社株式の全てを、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。

(10) 譲渡制限期間

対象取締役等は、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と中長期的に共有する観点から、本制度に基づいて交付を受けた株式について、当社が定める株式保有ガイドラインに従って、交付時から3年間の譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）に服するものとします。

(11) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、対象会社及び対象取締役等から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(12) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は、本信託が受領し、当社株式の追加取得や本信託の受託者の信託報酬・信託費用に充てられます。

(13) 信託終了時の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じることが見込まれる場合において、対象期間の延長が決定された場合には、信託契約の変更および追加信託を行い、若しくは本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより、本制度を継続することがあります。本制度を継続しない場合において、信託期間満了により本信託を終了させるときは、残余株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、当該金額を超過する部分については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない特定公益増進法人等に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

- | | |
|---|---------------------------------|
| ① 名称：役員向け株式交付信託 | ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 委託者：当社 | ⑦ 信託契約の締結日：2017年8月（予定） |
| ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） | ⑧ 金銭を信託する日：2017年8月（予定） |
| ④ 受益者：対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 | ⑨ 信託の期間：2017年8月（予定）～2021年8月（予定） |
| ⑤ 信託管理人：対象会社及び対象取締役等と利害関係のない第三者を選定する予定 | 以上 |

1 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、力強さを欠きながらも、各種政策による下支え等を背景に企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。

不動産業におきましては、オフィスビル市場は、需給バランスがタイトな状況のもとで空室率は低水準となっており、賃料水準は小幅な上昇傾向が継続いたしました。不動産投資市場においては、良好な資金調達環境のもとで激しい物件取得競争が続いたことから、取引価格は高値圏で推移しております。また分譲住宅市場では、政策支援や低金利が継続する一方、建築費や用地取得費の高騰などによる販売価格高止まりの影響から、商品に対するお客さまの選別化傾向が一層強まりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、中長期経営計画『「Value Frontier 2020」～価値を創造し続ける企業グループへ～』の前半期となるSTAGE1（中期経営計画2014-2016）で目標とした、2016年度営業利益730億円、D/Eレシオ2.6倍の達成に取り組んでまいりました。

当連結会計年度は、売上高は8,085億3百万円（前期比0.9%減）、営業利益は732億27百万円（前期比6.5%増）、経常利益は636億31百万円（前期比12.9%増）、期中に減損損失の計上等はあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は315億18百万円（前期比9.7%増）となり、営業利益、D/Eレシオともに中期経営計画の目標を達成いたしました。

次に各事業についてご報告申し上げます。

当期の業績(連結)

売上高

8,085億円 [前期比 **0.9%** ↓]

営業利益

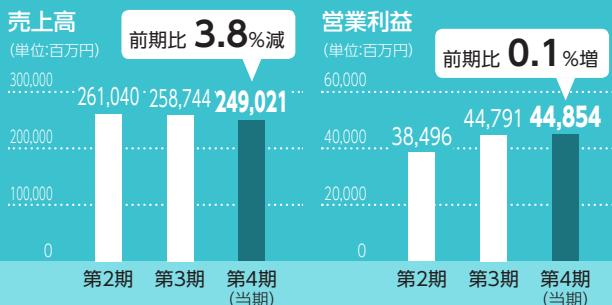
732億円 [前期比 **6.5%** ↑]

経常利益

636億円 [前期比 **12.9%** ↑]
親会社株主に
帰属する当期純利益
315億円 [前期比 **9.7%** ↑]

セグメント概況

都市事業



都市事業におきましては、東急不動産(株)は、関与アセット拡大に向けて、渋谷や竹芝における再開発事業を推進するとともに、不動産価格が高止まるなかで新規投資案件の厳選に努めたほか、物流施設の開発など、新たな事業領域に取り組んでまいりました。

当期は、投資家向けのビル等売却収益が減少したものの、前期末に開業した商業施設「東急プラザ銀座」(東京都中央区)が通期で寄与したほか、既存の賃貸物件につきましても収益が改善いたしました。な



キュープラザ二子玉川

お、本年4月には、商業施設「キュープラザ二子玉川」を新たに開業しております。

渋谷駅周辺の再開発では、前期に着工した「道玄坂一丁目駅前地区」に続き、昨年7月に「(仮称)南平台プロジェクト」の工事を開始いたしました。また、「竹芝プロジェクト」(東京都港区)につきましても、昨年5月にA街区(業務棟)が着工しております。

東急住宅リース(株)では、暮らしに役立つサービス等をご提供する入居者さま用会員制サイト「かなえていくリーブル」を開設したほか、オーナーさま向けに定額制リノベーション商品「T×HAPTIC with HANDS」を開発するなど、サービス強化と付帯収益の拡大に取り組んでまいりました。また、旧社宅の活用相談から「暮らしを楽しむ」賃貸住宅のリノベー

ション提案をした「テレパレス柏てるて」（千葉県柏市）等の管理開始により、賃貸住宅管理戸数が増加いたしました。さらに、地方エリア拡大策として「福岡センター」（福岡市）を新たに開設しております。

昨年11月に当社は、主要都市圏で学生マンション・学生寮事業を展開する(株)学生情報センターグループ（現：(株)学生情報センター）の全株式を取得し、子会社化いたしました。同グループの有する学校法人との豊富なネットワークと、大学・学生・地域との間で培ってきた強固な信頼関係を活かし、賃貸住宅管理事業の成長加速を図るとともに、当社グループ各社への派生事業獲得や新たな事業機会の創出を

指してまいります。

以上の結果、都市事業の売上高は2,490億21百万円（前期比3.8%減）、営業利益は448億54百万円（前期比0.1%増）となりました。



道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業 外観イメージ



(仮称)南平台プロジェクト 外観イメージ



竹芝プロジェクト A街区(業務棟) 外観イメージ

セグメント概況

住宅事業



住宅事業におきましては、東急不動産(株)は、住宅ブランド「BRANZ (ブランズ)」の浸透に加え、お客様の多様なニーズを反映した商品開発による付加価値の創出や、ご購入者さま向けサービスの拡充に取り組んでまいりました。

当期は、BRANZとして最高峰となるマンションの実現に取り組んだ「ブランズ ザ・ハウス一番町」(東京都千代田区)のほか、「ブランズタワーみなとみらい」

(横浜市)、「ブランズシティ久が原」(東京都大田区)、「ブランズ加古川駅前」(兵庫県加古川市)等を売上に計上いたしました。

以上の結果、住宅事業の売上高は1,085億48百万円(前期比7.8%減)となりましたが、分譲マンションの利益率が改善したことから、営業利益は96億63百万円(前期比38.8%増)となりました。



ブランズタワーみなとみらい



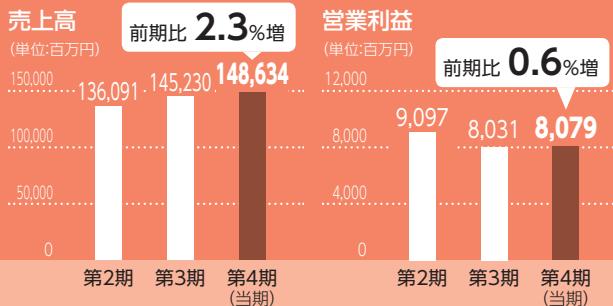
ブランズ加古川駅前



ブランズシティ久が原

セグメント概況

管理事業



管理事業におきましては、(株)東急コミュニティーは、マンション管理の受注強化に取り組んだほか、お客さまの声をサービス強化に反映するべく、カスタマーセンターを開設いたしました。さらに、各種専有部サービスや電力小売サービスのご提案、建物の維持保全に関する情報を管理し、わかりやすくご説明するための新システムの開発などの施策により収益機会の獲

得に努めました。

ビル管理では、運営力強化に向けた人材育成や、先端技術の活用による管理運営能力の向上などにより差別化を図り、事業規模拡大に注力いたしました。

また、公営施設等の管理では、関西地区で新規PFI事業3件への参画が決定するなど、事業規模を拡大しております。

当期は、「静岡県草薙総合運動場」(静岡市)、「川崎市とどろぎアリーナ」(川崎市)、「ステーションツインタワーズ糀谷」(東京都大田区)等の管理を開始いたしました。

以上の結果、管理事業の売上高は1,486億34百万円(前期比2.3%増)、営業利益は80億79百万円(前期比0.6%増)となりました。



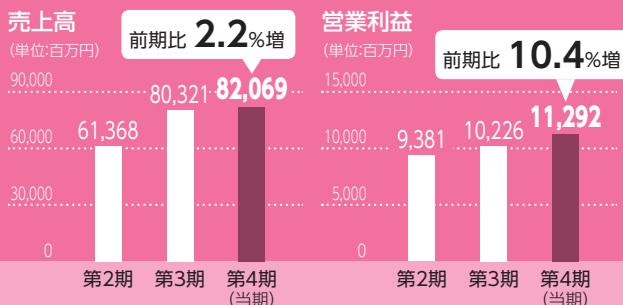
専有部サービス「ライフタイムサポート」



ステーションツインタワーズ糀谷

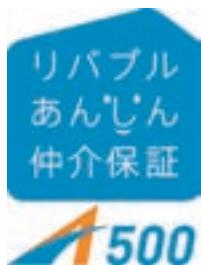
セグメント概況

仲介事業



仲介事業におきましては、東急リバブル(株)は、引き続き積極的な店舗展開による収益基盤の拡大に取り組むとともに、ご好評をいただいている「リバブルあんしん仲介保証」のサービス内容を一層拡張するなど、お客さま満足の上と取引の拡大に注力してまいりました。

また、法人等を対象とした大口取引においては、



リバブルあんしん仲介保証 新川崎センター

投資家に対するサービスの向上に努め、事業規模を拡大したほか、新たな収益拡大に向けたプロジェクトマネジメントの機能強化に引き続き注力し、開発型アセットマネジメント事業などへの取り組みを拡大してまいりました。

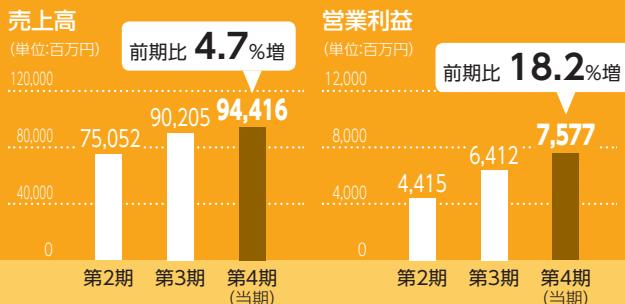
以上の結果、仲介事業の売上高は820億69百万円(前期比2.2%増)、営業利益は112億92百万円(前期比10.4%増)となりました。



甲子園センター

セグメント概況

ウェルネス事業



ウェルネス事業におきましては、東急不動産(株)は、訪日外国人などの旺盛な宿泊需要の取り込みや、シニアマーケットの需要獲得に努めてまいりました。

ホテル・リゾート事業においては、都市型ホテル「東急ステイ」が高い稼働率を維持し、また客室単価も上昇したことから増収となりました。2017年度以降は、札幌、京都、福岡など地方主要都市への出店を加速してまいります。また、会員制リゾートホテル「東急ハーヴェストクラブ」では、2018年度開業予定の「東急ハーヴェストクラブ軽井沢&VIALA」(長野県北佐久郡軽井沢町)の会員権販売を開始し、順調に推移いたしました。

ヘルスケア事業では、シニア住宅「グランクレールシリーズ」で培った施設介護のノウハウを活かして、

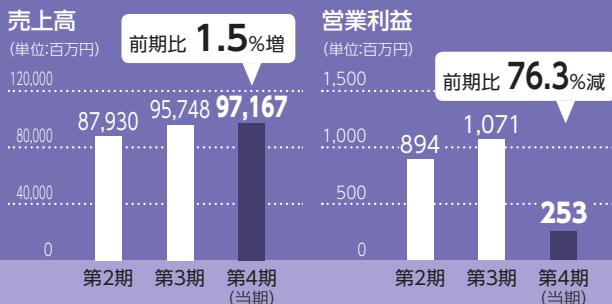
昨年10月に在宅介護サービス拠点「ホームケア横浜」(横浜市)を開業したほか、フィットネスクラブ「東急スポーツオアシス」においては、24時間ハイブリッドフィットネス「24plus」の対象店舗拡大やフィットネスアプリ「オアシスリンク」の導入などサービス向上に努め、会員数が増加いたしました。なお、本年4月には「住道店」(大阪府大東市)を開業しております。

また、福利厚生代行業では、(株)イーウェルは、企業・健康保険組合の福利厚生代行や健康支援サービス提供及びそれに伴うコンサルティング等に注力し、会員数が増加いたしました。

以上の結果、ウェルネス事業の売上高は944億16百万円(前期比4.7%増)、営業利益は75億77百万円(前期比18.2%増)となりました。

セグメント概況

ハンズ事業



ハンズ事業におきましては、昨年創業40周年を迎えた(株)東急ハンズは、スタッフの接客能力を高めるための体制整備により現場力の向上に取り組むとともに、ハンズの強みを打ち出すことで、ファン拡大を図ってまいりました。また、ハンズアプリ会員の入会促進並びに会員さま向けの情報発信強化などを通じ

て、販売促進に努めました。

新規出店としては、昨年4月に「長崎店」(長崎県長崎市)及び「奈良店」(奈良県奈良市)を、10月に「ららぽーと湘南平塚店」(神奈川県平塚市)及び「金沢店」(石川県金沢市)を、11月に「サンテックシティ店」(シンガポール)をそれぞれ開業いたしました。

なお、本年4月には「あまがさきキューズモール店」(兵庫県尼崎市)を開業しており、今後も順次店舗展開をしてまいります。

以上の結果、ハンズ事業の売上高は971億67百万円(前期比1.5%増)となりましたが、営業利益は、開業費用の増加や個人消費が力強さを欠く中で既存店の減収傾向が続いたことなどから、2億53百万円(前期比76.3%減)となりました。



サンテックシティ店



ハンズアプリ

セグメント概況

次世代・関連事業

売上高

(単位:百万円)

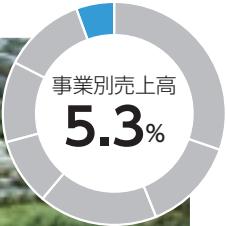


営業利益

(単位:百万円)



(注) 第3期よりセグメント名称を変更いたしました。



BRANZ BSD (インドネシア) 外観イメージ



425パーク・アヴェニュー(北米)
外観イメージ



BRANZ Simatupang
(インドネシア) 外観イメージ

海外事業においては、インドネシアにて、大規模な分譲マンションの建設・販売を引き続き推進するとともに、北米では収益不動産の開発・運用を進めてまいりました。

請負工事業では、(株)石勝エクステリアは、造園工事の積極的な営業が奏功し受注が増加した一方、(株)東急ホームズは注文住宅及びリフォーム商品の拡販に努めたものの、競争の激化により受注が減少し、厳しい状況が続いております。

以上の結果、次世代・関連事業の売上高は495億93百万円(前期比3.2%減)、19億9百万円の営業損失となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、企業収益の改善や各種政策効果等を背景に、引き続き緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等による下振れリスクに留意する必要があるものと思われまます。

不動産業におきましては、オフィスビル市場では、当面は空室率改善や高い賃料水準が続くと期待されますが、中期的には東京都心部におけるオフィス供給増加の影響等が考えられます。分譲住宅市場では、不動産価格の高止まりにより販売状況の二極化が進むと想定されます。また、2020年度には東京五輪が開催され、再開発事業により当社グループの拠点である渋谷駅周辺が大きく変貌するなど、経済活動の節目を迎えます。

このように、事業環境及び社会・経済環境が大きく変化を遂げるなか、当社グループは、中長期経営計画「Value Frontier 2020」の後半期にあたる4か年の新中期経営計画を、本年5月に策定いたしました。

【新中期経営計画】

Value Frontier 2020 価値を創造し続ける企業グループへ STAGE2 「中期経営計画2017-2020」

本計画では、2つの基本方針である「関与アセット拡大」及び「新たな需要創出」を継続し、グループの総合力を活かして3つの成長戦略を推進いたします。

3つの成長戦略

- ① ライフスタイル提案型の街づくり
- ② 循環型再投資事業の領域拡大
- ③ ストックの活用強化

まず、ライフスタイル提案型の街づくりでは、当社グループの主要物件が集積する広域渋谷圏において、開発・管理・運営にエリアマネジメントを組み合わせ、個別プロジェクトに留まらない広がりのある街づくりを通じて、関与アセットの価値向上を目指します。また、分譲マンションとシニア住宅の複合開発にコミュニティマネジ

メントを加え、地域社会との繋がりを育む世代循環型の街づくりを推進するなど、幅広い事業領域を活かした新たな働き方、住まい方、過ごし方の創造・提案によって、社会ニーズに応えてまいります。

循環型再投資事業では、対象領域をインフラ・インダストリーやホテル・リゾート、学生レジデンスへと拡大し、また海外では米国事業の強化を図るなど、成長領域における関与アセット拡大と収益力強化を図ります。

また、ストックの活用強化では、フロー型社会からストック型社会への環境変化を捉え、管理・仲介などのストック活用型の事業を一層強化するとともに、ストックを利用されるお客さまとの間に生まれる接点を活かして、新たな事業機会の獲得にも取り組んでまいります。

当社グループの各事業が培ってきたストックや人材などの事業基盤を最大限に活用しながら、これら3つの成長戦略を推進し、“ハコ”や“モノ”の枠を超えたライフスタイルを創造・提案する「価値を創造し続ける企業グループ」の実現と、収益水準の持続的成長を目指してまいります。

加えて、今後想定される事業環境や経営環境の変化に迅速に対応できる体制を常備するとともに、多様なステークホルダーとのリレーションを強化し、長期持続的な企業価値向上に繋げていくため、ESG（環境・社会・ガバナンス）マネジメントの視点で非財務価値の向上及び経営基盤の進化に努め、長期持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は614億59百万円で、その主なものは「竹芝プロジェクト」（東京都港区）及び「世田谷中町プロジェクト」（東京都世田谷区）の建設工事等であります。

(4) 資金調達状況

当連結会計年度は、2016年6月10日に無担保普通社債合計200億円を、2016年9月15日に無担保普通社債100億円を、2016年12月16日に無担保普通社債100億円を、2017年2月28日に無担保普通社債合計200億円を、それぞれ発行いたしました。

事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 (2014年3月期)	第2期 (2015年3月期)	第3期 (2016年3月期)	第4期(当連結会計年度) (2017年3月期)
売上高 (百万円)	714,067	773,149	815,479	808,503
経常利益 (百万円)	50,583	51,675	56,379	63,631
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	23,712	25,230	28,718	31,518
1株当たり当期純利益 (円)	41.61	41.45	47.18	51.77
総資産 (百万円)	1,789,822	1,973,801	1,984,382	2,067,152
純資産 (百万円)	369,242	398,282	422,381	446,307

(6) 重要な子会社の状況 (2017年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東急不動産株式会社	57,551百万円	100.0%	不動産の開発・分譲・賃貸・運営
株式会社東急コミュニティー	1,653百万円	100.0%	マンション及びビルの管理
東急リバブル株式会社	1,396百万円	100.0%	住宅等の仲介及び販売受託
株式会社東急ハンズ	400百万円	100.0%	住生活と手作りに関する素材及び商品等の小売り
東急住宅リース株式会社	100百万円	100.0%	賃貸住宅等の運営及び転貸
株式会社学生情報センター	40百万円	100.0%	学生マンション管理事業等

(注) 当社は、2016年11月14日付で(株)学生情報センターグループ(現(株)学生情報センター)の全株式を取得し、子会社化いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

分類	主な事業内容
都市事業	オフィスビル、商業施設等の開発、賃貸及び運営 賃貸住宅等の運営及び転貸 不動産私募ファンド等の組成及び運用 不動産投資信託の資産運用 学生マンション管理事業等
住宅事業	マンション、戸建住宅等の分譲
管理事業	マンション、ビル等の総合管理及び改修工事
仲介事業	不動産の仲介、販売代理及び買取再販
ウェルネス事業	会員制リゾートホテル等の分譲 リゾートホテル・ゴルフ場・スキー場等のリゾート施設、シニア住宅、 会員制スポーツクラブ及び都市型ホテルの経営及び運営 企業福利厚生を受託
ハンズ事業	住生活と手作りに関する素材及び商品等の小売り
次世代・関連事業	海外事業 注文住宅等の建設請負及び増改築等のリフォーム 造園工事

(8) 主要な事業所 (2017年3月31日現在)

東急不動産ホールディングス株式会社	本社	東京都港区
東急不動産株式会社	本社	東京都港区
株式会社東急コミュニティー	本社	東京都世田谷区
東急リバブル株式会社	本社	東京都渋谷区
株式会社東急ハンズ	本社	東京都新宿区
東急住宅リース株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社学生情報センター	本社	京都市

■ 事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(9) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
20,421名	1,191名増

(10) 主要な借入先の状況 (2017年3月31日現在)

借入先	借入額
三菱UFJ信託銀行株式会社	192,564百万円
三井住友信託銀行株式会社	170,103百万円
株式会社みずほ銀行	130,520百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	82,191百万円

2 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 640,830,974株 (自己株式32,066,159株を含む)
 (3) 株主数 81,937名 (前期末比9,952名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東京急行電鉄株式会社	96,879千株	15.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,301	5.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,847	5.07
三井住友信託銀行株式会社	21,008	3.45
第一生命保険株式会社	14,918	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	9,716	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	8,769	1.44
シービーホンコンピービージークライアントエスジー	8,687	1.43
日本生命保険相互会社	8,107	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	7,616	1.25

(注) 1. 当社は自己株式を32,066,159株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権に関する事項

記載すべき事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2017年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 指 潔	東急不動産株式会社 取締役会長 東京急行電鉄株式会社 社外取締役 株式会社東急ハンズ 取締役会長 株式会社東急レクリエーション 取締役
代表取締役社長 社長執行役員	大 隈 郁 仁	グループ内部監査部担当
取締役 副社長執行役員	榭 真 二	東急リバブル株式会社 代表取締役社長
取締役 副社長執行役員	植 村 仁	東急不動産株式会社 代表取締役社長
取締役 副社長執行役員	雑 賀 克 英	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	北川 登士彦	東急住宅リース株式会社 代表取締役社長 株式会社学生情報センター 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	西 川 弘 典	一般管理部門管掌 次世代・関連事業、グループ経営企画部、グループ総務部、 グループ人事部、グループマーケティングIT戦略部担当 東急不動産株式会社 担当
取締役相談役	植 木 正 威	東急不動産株式会社 取締役相談役 公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会 名誉会長
取締役	中 島 美 博	東急リバブル株式会社 代表取締役会長 東急住宅リース株式会社 代表取締役会長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	野本 弘文	東京急行電鉄株式会社 代表取締役社長 株式会社東急レクリエーション 取締役 東映株式会社 社外取締役 東武鉄道株式会社 社外取締役
取締役	壺岐 浩一	
取締役	津田 登	NTN株式会社 社外取締役
取締役	榎本 隆	コニカミノルタ株式会社 社外取締役
常勤監査役	住田 謙	
常勤監査役	中島 和人	
監査役	浅野 友靖	第一生命ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 セイコーホールディングス株式会社 社外監査役
監査役	今村 俊夫	東京急行電鉄株式会社 代表取締役副社長執行役員 株式会社ながの東急百貨店 取締役

- (注) 1. 取締役 壺岐浩一氏、津田登氏及び榎本隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 浅野友靖氏及び今村俊夫氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 壺岐浩一氏、津田登氏及び榎本隆氏並びに監査役 浅野友靖氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 住田謙氏は、金融機関において融資業務の経験があり、財務及び会計等に関する適切な知見を有しています。
5. 2017年4月1日付で、代表取締役社長 大隈郁仁氏は東急不動産㈱の代表取締役社長に、取締役 植村仁氏は同社の代表取締役副会長に、取締役 西川弘典氏は同社の代表取締役に、それぞれ就任いたしました。
6. 取締役 北川登士彦氏は、2016年11月14日付で㈱学生情報センターの代表取締役社長に、また2017年4月1日付で同社の代表取締役会長に就任いたしました。
7. 取締役相談役 植木正威氏は、2016年6月13日付で不動産公正取引協議会連合会の会長を、また同年6月15日付で一般社団法人全国公正取引協議会連合会会長及び公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会会長を退任いたしました。
8. 2016年6月30日付にて、取締役 壺岐浩一氏は、東邦金属㈱の代表取締役を退任いたしました。
9. 2017年3月31日付にて、監査役 浅野友靖氏は、第一生命ホールディングス㈱の取締役専務執行役員を退任いたしました。

事業報告 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

10. 2017年4月1日現在の取締役兼務者を含めた執行役員会社の会社における地位及び担当は以下のとおりです。なお、機動性向上のため、同日付で執行役員体制に統一しております。

※印は取締役兼務者であります。

会社における地位	氏名	担当
社長執行役員*	大隈郁仁	グループ内部監査部担当（東急不動産㈱代表取締役社長）
執行役員*	榊真二	仲介事業担当（東急リバブル㈱代表取締役社長）
執行役員*	植村仁	グループ海外事業統括（東急不動産㈱代表取締役副会長）
執行役員*	雑賀克英	管理事業担当（㈱東急コミュニティー代表取締役社長）
執行役員*	北川登土彦	都市事業担当 （東急住宅リース㈱代表取締役社長、㈱学生情報センター代表取締役会長）
執行役員*	西川弘典	一般管理部門管掌、次世代・関連事業担当 （東急不動産㈱代表取締役、一般管理部門管掌）
執行役員	吉浦勝博	都市事業担当（㈱学生情報センター代表取締役社長）
執行役員	今野一男	仲介事業担当（東急リバブル㈱一般管理部門担当）
執行役員	木村昌平	ウェルネス事業担当（東急不動産㈱ウェルネス事業ユニット長）
執行役員	兼松将興	グループ企画政策部、グループ財務部、グループ経理部担当
執行役員	古沢繁之	住宅事業担当（東急不動産㈱住宅事業ユニット長）
執行役員	岡田正志	都市事業担当（東急不動産㈱都市事業ユニット長）
執行役員	持田一夫	管理事業担当（㈱東急コミュニティー一般管理部門担当）
執行役員	木村成一	ハンズ事業担当（㈱東急ハンズ代表取締役社長）
執行役員	河合通恵	グループ情報開発部担当
執行役員	田中辰明	グループ経営戦略部、グループ経営計画部、 グループマーケティングIT戦略部担当 （東急不動産R&Dセンター代表取締役社長）
執行役員	亀島成幸	グループ総務部、グループ法務部、グループ人事部担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	14名（3名）	233百万円（25百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	62百万円（8百万円）
合計（うち社外役員）	18名（5名）	295百万円（33百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第1回定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第1回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金が含まれております。
4. 取締役の報酬については、中長期経営計画の業績目標との連動性を重視することで、役員が企業価値向上への意欲を一層高めるような体系を目指しております。
- 具体的には、総報酬における変動報酬の割合を一定比率確保し、中長期経営計画に掲げた各種経営指標(KPI)の達成度や、計画達成のための貢献度等を勘案して金額を設定の上、取締役会の決議により決定いたします。水準については、優秀な人材確保のため、同業他社や従業員の水準とのバランスも勘案しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況等
取締役	壺岐浩一	壺岐浩一氏は、東邦金属株式会社の代表取締役を兼務しておりましたが、当社と同社の間には特別の関係はありません。
取締役	津田登	津田登氏は、NTN株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。
取締役	榎本隆	榎本隆氏は、コニカミノルタ株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。
監査役	浅野友靖	浅野友靖氏は、第一生命ホールディングス株式会社の取締役専務執行役員を兼務しております。また、セイコーホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。
監査役	今村俊夫	今村俊夫氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役副社長執行役員及び株式会社ながの東急百貨店の取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。

- (注) 1. 取締役 壺岐浩一氏は、2016年6月30日をもって東邦金属(株)の代表取締役を退任いたしました。
2. 監査役 浅野友靖氏は、2017年3月31日をもって、第一生命ホールディングス(株)の取締役専務執行役員を退任いたしました。

②当事業年度における主な活動状況

- 梶岐浩一氏は、当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- 津田登氏及び榎本隆氏は、当事業年度において就任後開催の取締役会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- 浅野友靖氏及び今村俊夫氏は、当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また監査役会12回の全てに出席いたしました。
上記2名の社外監査役は、取締役会及び監査役会において取締役の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第2条第15号又は第16号の定める要件を満たす非常勤の取締役及び監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名 称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	99百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	281百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法に基づく同意を行なっております。

(4) 非監査業務の内容

会計に関する助言等の業務

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の内容

- | | |
|--------|---|
| ① 処分対象 | 新日本有限責任監査法人 |
| ② 処分内容 | 3ヶ月の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止、2016年1月1日から2016年3月31日まで。） |
| ③ 処分理由 | <ul style="list-style-type: none">• 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。• 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。 |

6 業務の適正を確保するための体制

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/>) に掲載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部

科目	第4期 (2017年3月31日現在)	第3期 <small>〔ご参考〕</small> (2016年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	588,025	491,942
現金及び預金	62,885	40,230
受取手形及び売掛金	27,391	24,217
有価証券	5,403	1,272
商品	12,023	11,620
販売用不動産	213,239	199,285
仕掛販売用不動産	199,431	159,337
未成工事支出金	5,948	5,751
貯蔵品	779	823
前渡金	10,588	4,543
繰延税金資産	12,474	9,818
その他	38,002	35,208
貸倒引当金	△143	△165
固定資産	1,479,126	1,492,439
有形固定資産	1,140,779	1,176,976
建物及び構築物	224,857	239,187
土地	815,232	857,528
リース資産	11,113	11,378
建設仮勘定	77,129	56,887
その他	12,446	11,995
無形固定資産	111,315	106,603
借地権	9,567	16,796
のれん	87,975	75,873
その他	13,772	13,933
投資その他の資産	227,032	208,858
投資有価証券	119,314	110,757
長期貸付金	3,547	2,211
敷金及び保証金	68,664	63,405
繰延税金資産	13,047	6,489
退職給付に係る資産	644	642
その他	22,515	26,230
貸倒引当金	△701	△877
資産合計	2,067,152	1,984,382

負債及び純資産の部

科目	第4期 (2017年3月31日現在)	第3期 <small>〔ご参考〕</small> (2016年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	537,737	475,960
支払手形及び買掛金	40,791	37,281
短期借入金	257,025	215,450
コマーシャル・ペーパー	60,000	58,000
一年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払金	37,862	27,565
未払法人税等	9,781	9,355
繰延税金負債	517	1,668
前受金	39,748	33,031
受託販売預り金	7,533	10,252
預り金	26,029	23,552
不動産特定共同事業預り金	11,600	11,500
賞与引当金	9,183	9,100
役員賞与引当金	221	191
完成工事補償引当金	316	244
その他の引当金	1,233	1,186
その他	15,891	17,579
固定負債	1,083,106	1,086,039
社債	120,000	80,000
長期借入金	680,867	732,664
リース債務	12,344	12,778
繰延税金負債	30,015	30,630
再評価に係る繰延税金負債	4,981	4,981
長期預り敷金保証金	175,218	174,058
不動産特定共同事業預り金	17,500	9,000
退職給付に係る負債	29,062	28,473
債務保証損失引当金	11	123
役員退職慰労引当金	71	56
その他	13,034	13,273
負債合計	1,620,844	1,562,000
純資産の部		
株主資本	420,045	396,704
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	118,704	118,638
利益剰余金	243,131	219,855
自己株式	△1,790	△1,789
その他の包括利益累計額	22,275	22,080
その他有価証券評価差額金	15,792	16,713
土地再評価差額金	8,069	7,741
為替換算調整勘定	1,089	990
退職給付に係る調整累計額	△2,675	△3,364
非支配株主持分	3,987	3,596
純資産合計	446,307	422,381
負債及び純資産合計	2,067,152	1,984,382

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第4期	第3期 <small>[ご参考]</small>
	(2016年4月1日から2017年3月31日まで)	(2015年4月1日から2016年3月31日まで)
売上高	808,503	815,479
売上原価	635,495	651,714
売上総利益	173,008	163,765
販売費及び一般管理費	99,781	95,014
営業利益	73,227	68,750
営業外収益	1,300	1,249
受取利息	94	121
受取配当金	614	749
補助金収入	—	145
その他	590	232
営業外費用	10,896	13,620
支払利息	8,362	9,609
為替差損	912	1,396
その他	1,621	2,614
経常利益	63,631	56,379
特別利益	211	277
固定資産売却益	128	214
投資有価証券売却益	82	—
その他	—	62
特別損失	17,982	9,882
減損損失	15,439	9,567
その他	2,543	314
税金等調整前当期純利益	45,860	46,774
法人税、住民税及び事業税	19,226	21,023
法人税等調整額	△ 5,341	△ 3,200
当期純利益	31,975	28,950
非支配株主に帰属する当期純利益	457	231
親会社株主に帰属する当期純利益	31,518	28,718

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部

科目	第4期 (2017年3月31日現在)	第3期 <small>〔参考〕</small> (2016年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	221,377	525,183
現金及び預金	11,332	3,754
関係会社短期貸付金	206,808	517,799
その他	3,235	3,629
固定資産	835,379	474,588
有形固定資産	47	54
無形固定資産	643	392
投資その他の資産	834,687	474,141
投資有価証券	5,210	4,738
関係会社株式	322,806	297,354
関係会社長期貸付金	505,561	171,183
その他	1,109	865
資産合計	1,056,756	999,772

負債及び純資産の部

科目	第4期 (2017年3月31日現在)	第3期 <small>〔参考〕</small> (2016年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	300,432	333,509
短期借入金	218,457	254,123
一年内償還予定の社債	20,000	20,000
コマーシャル・ペーパー	60,000	58,000
引当金	93	84
その他	1,882	1,301
固定負債	541,602	449,703
社債	120,000	80,000
長期借入金	420,706	368,852
その他	896	851
負債合計	842,035	783,212
純資産の部		
株主資本	212,521	214,468
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	176,287	176,287
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	161,287	161,287
利益剰余金	8,990	10,934
その他利益剰余金	8,990	10,934
繰越利益剰余金	8,990	10,934
自己株式	△32,755	△32,753
評価・換算差額等	2,199	2,091
その他有価証券評価差額金	2,199	2,091
純資産合計	214,721	216,559
負債及び純資産合計	1,056,756	999,772

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第4期	第3期 [ご参考]
	(2016年4月1日から2017年3月31日まで)	(2015年4月1日から2016年3月31日まで)
売上高	15,427	19,885
受取配当金	5,744	11,019
金融収益	5,570	5,475
グループマネジメントフィー	4,072	3,342
その他	40	48
売上原価	4,646	4,677
売上総利益	10,781	15,208
販売費及び一般管理費	3,888	3,318
営業利益	6,892	11,889
営業外収益	204	1
受取利息	3	1
受取配当金	192	—
その他	8	—
営業外費用	541	597
支払利息	538	597
その他	3	—
経常利益	6,556	11,293
特別損失	321	302
現物配当に伴う交換損失	—	302
投資有価証券評価損	321	—
税引前当期純利益	6,234	10,990
法人税、住民税及び事業税	381	109
法人税等調整額	△116	26
当期純利益	5,969	10,854

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類および計算書類について 株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月22日

東急不動産ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村	基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	理	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島	亘司	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東急不動産ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東急不動産ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月22日

東急不動産ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村	基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	理	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島	亘司	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東急不動産ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月24日

東急不動産ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 住田 謙 ㊞
常勤監査役 中島 和人 ㊞
監査役(社外監査役) 浅野 友靖 ㊞
監査役(社外監査役) 今村 俊夫 ㊞

以上

株主総会会場のご案内

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

開催会場

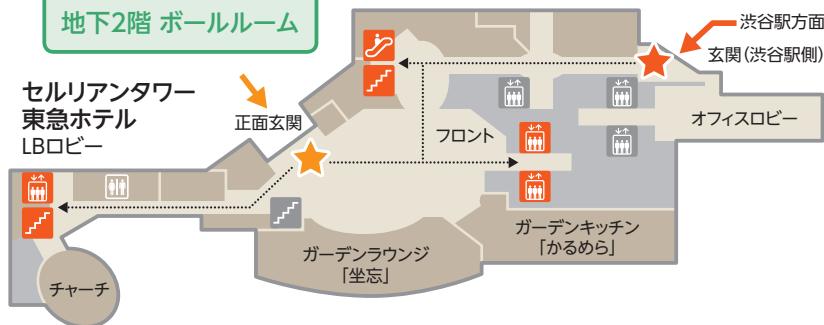
〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号
 連絡先/TEL 03-3476-3000 (ホテル代表番号)
 ※ご来場の際は、お間違えのないようお願い申し上げます。



会場
**セルリアンタワー
 東急ホテル
 地下2階 ボールルーム**

JR各線JR南口改札より西口バスターミナルを経て、徒歩約5分

- 電車: ■東急東横線、■東急田園都市線、
 ■京王井の頭線、■JR山手線、
 ■JR埼京線、■東京メトロ銀座線、
 ■東京メトロ半蔵門線、
 ■東京メトロ副都心線の渋谷駅



※ 当日ご出席の株主様へのお土産は、ご用意しておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。